

岩手県告示第499号

漁船損害補償法の規定による加入区として指定されたとみなされたもの（昭和36年岩手県告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
加入区の名称	加入区の区域	加入区の名称	加入区の区域
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>大槌町加入区</u>		<u>新おおつち加入区</u>	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。